コンサルティング業務委託契約書

株式会社シャドウクエスト(以下「委託者」という。)と銀霧 幽牙(以下「受託者」という。)とは、以下のとおり、コンサルティング業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (本契約の目的)

委託者は、委託者の運営するサービスに関するコンサルティング業務(以下「本業務」という。) の遂行を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

第2条 (委託内容)

- 1. 委託者が受託者に委託する本業務は、次の各号に定める業務とする。
 - (1) マーケティングに関する業務
 - (2) サービス企画に関する業務
 - (3) その他前各号に附帯関連する一切の業務
- 2. 受託者は、本業務の遂行にとって必要な場合には、いつでも委託者に対して協議を求め、本業務の遂行に際して従うべき事項の変更を委託者に要請することができる。

第3条 (対価及び支払方法)

【タイムチャージ方式の場合】

- 1. 本業務の対価は、【受託者/受託者に所属する[コンサルタント]】の稼働1時間当たり金20,000円(税別)とする。
 - 【本業務の対価は、受託者において本業務に従事する[コンサルタント]の稼働時間を基準としてタイムチャージにより算定するものとし、各[コンサルタント]の単価は別紙に定めるとおりとする。】
- 2. 受託者は、毎月月末締めで請求書を発行し、委託者は当月の本業務の対価を翌月末日まで に受託者の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。なお、振込みに係る手数料は委託 者の負担とする。
- 3. 委託者が受託者に対して成果物の制作を依頼する場合又は本契約に定めのない業務が生じた場合には、第1項に定める対価のほか、委託者は、受託者に対し、別途委託者及び受託者間の協議に基づく対価を支払う。

【月額制の場合】

- 1. 本業務の対価は、月額金200,000円(税別)とする。
- 2. 受託者は、毎月月末締めで請求書を発行し(受託者が本業務を行った期間が1か月に満たないときの対価は、日割り計算した額とする。)、委託者は当月の本業務の対価を翌月末日までに受託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込みに係る手数料は委託者の負担とする。
- 3. 委託者が受託者に対して成果物の制作を依頼する場合又は本契約に定めのない業務が生じた場合には、第1項に定める対価のほか、委託者は、受託者に対し、別途委託者及び受託者間の協議に基づく対価を支払う。

【プロジェクト方式の場合】

- 1. 本業務の対価は、金300,000円(税別)とする。
- 2. 受託者は、本業務の完了後請求書を発行し、委託者は請求書を受領した日の翌月末日まで に受託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込みに係る手数料は 委託者の負担とする。
- 3. 委託者が受託者に対して成果物の制作を依頼する場合又は本契約に定めのない業務が生じた場合には、第1項に定める対価のほか、委託者は、受託者に対し、別途委託者及び受託者間の協議に基づく対価を支払う。
- 4. 本契約が解除その他の事由により本契約の有効期間の途中で終了した場合であっても、当該終了が受託者の責めに帰すべき事由によらないときは、委託者は、第1項の業務委託料を受託者に支払う。

【マイルストーン方式の場合】

1. 本業務の対価は、総額金500,000円(税別)とする。

- 2. 支払方法は、下記条件に基づく。
 - (1) 着手金 金100,000円(税別)を本契約締結時に支払う。
 - (2) 中間金 金150,000円(税別)を中間報告書提出時に支払う。
 - (3) 成功報酬 金250.000円(税別)をプロジェクト完了時に支払う。
- 3. 委託者は、前項各号に定める本業務の対価について、以下の各号に定める期日までに受託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込みに係る手数料は委託者の負担とする。
 - (1) 着手金 本契約締結日から10日以内
 - (2) 中間金 中間報告書提出の時から10日以内
 - (3) 成功報酬 プロジェクト完了の時から10日以内
- 4. 委託者が支払った本条第2項第1号及び第2号の報酬については、同項第3号のプロジェクト 完了の成否にかかわらず返還されない。
- 5. 委託者が受託者に対して成果物の制作を依頼する場合又は本契約に定めのない業務が生じた場合には、第1項に定める対価のほか、委託者は、受託者に対し、別途委託者及び受託者間の協議に基づく対価を支払う。

第4条 (非保証)

本契約締結の前後を問わず、委託者に対し受託者が提供する本業務の遂行は委託者の参考の ために提供されるものであり、委託者は自らの判断の下にその採否を決定する。また、受託者並 びにその役員及び従業員は、本業務の遂行に基づき委託者が具体的にとった行為の結果に対 して責任を負わない。

第5条 (費用の負担)

本業務に伴って発生する交通費、宿泊費、関連する資料の閲覧・謄写・購入費、コピー代その他の費用及びその支払いに関して発生する振込手数料等の費用は、いずれも委託者の負担とし、第3条に準じて受託者に支払われる。

第6条 (関係資料等の提供)

委託者は、受託者からの要請に従い、本業務の遂行に必要となるデータ、プログラム、写真、イラスト、企画書、その他資料・情報を無償で提供する。

第7条 (指示等の追加・変更)

- 1. 委託者は、委託者が受託者の本業務遂行に関して既に提示した具体的な指示若しくは要望 等(以下「指示等」という。)又は成果物の仕様の追加又は変更を希望するときは、遅滞なく受 託者に通知し、委託者及び受託者は、この希望について誠実に協議をする。
- 2. 前項の協議に基づき指示等又は仕様を変更する場合、受託者は、委託者に対し、必要と認められる納期の延長及び委託料の追加を求めることができ、委託者は、これに応じる。

第8条 (納品)

- 1. 受託者は、委託者に対し、本業務に関し成果物(以下「本件成果物」という。)が発生する場合には、本件成果物を別途委託者及び受託者が協議の上合意する期日までに納入する。
- 2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号に該当する場合には、受託者は、委託者に通知する ことにより、納期の変更を請求することができる。
 - (1) 委託者から受託者に提供される本業務の遂行に必要な資料等に関する提供の懈怠、 遅延又は誤りのため本業務の進捗に支障が生じたとき。
 - (2) 本業務の内容に変更があり、当該変更が納期に影響を及ぼすとき。
 - (3) その他、受託者の責に帰さざる事由により納期までに本件成果物を納入することが困難になったとき。
- 3. 前項各号に該当する場合、受託者は遅滞の責任を負わない。
- 4. 委託者及び受託者は、本件成果物が、受託者が本業務の遂行のために善管注意義務に基づき作成したものであり、受託者は何らの完成義務を負っていないことを相互に確認する。

第9条 (再委託)

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。委託者の指示又は承諾のもとに選任された再委託先については、受託者は、当該再委託先の監督についてのみ責任を負う。

第10条 (知的財産権)

- 1. 本業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、 実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並び に著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他の知的財産権(ノウハ ウ等に関する権利を含む。)は、全て受託者に帰属する。
- 2. 受託者は、第11条の秘密保持義務に違反しない範囲内で、本業務の成果物を本業務以外の目的に利用することができる。
- 3. 委託者は、本業務を遂行する目的の範囲内に限り、本件成果物を利用することができる。ただし、委託者が本件成果物を第三者に開示する場合には、事前に受託者の書面又は電磁的記録による承諾を得なければならない。

第11条 (秘密保持義務)

- 1. 委託者及び受託者は、本業務に関連して相手方(以下、本条及び次条において情報を開示した当事者を「開示当事者」といい、開示を受けた当事者を「受領当事者」という。)から開示された一切の情報のうち、①開示時に当該情報が記載された書面又は電磁的記録において秘密である旨の表示が付された情報、②口頭又は視覚的方法により開示された情報のうち、開示後10日以内に書面又は電磁的記録により秘密の範囲が明示された情報及び③次条に定義する個人情報(以下総称して「秘密情報」といい、秘密情報の複製物もこれに含まれる。)については、相手方の事前の書面又は電磁的記録による承諾がない限り、複製、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報(次条に定義する個人情報を除く。)については秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていた情報又は開示された後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示当事者が開示を行った時点で既に受領当事者が保有していた情報
 - (3) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 開示当事者から開示された後に、開示された情報によらずに独自に開発された情報
- 2. 前項にかかわらず、受領当事者は、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判 所の命令等によって開示を義務付けられた秘密情報については、これを開示することができ る。
- 3. 第1項にかかわらず、受領当事者は、自己の役員、従業員又は弁護士、公認会計士若しくは税理士その他の法令上の守秘義務を負う専門家に対して秘密情報を開示することができる。

第12条 (個人情報の取扱い)

- 1. 委託者及び受託者は、本業務の遂行に関連して相手方から個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の開示を受けた場合には、本業務の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本業務の目的以外にこれを取り扱ってはならない。
- 2. 受領当事者は、個人情報に関する法令及びガイドラインを遵守する。

第13条 (契約解除)

- 1. 委託者又は受託者は、相手方が本契約又は委託者及び受託者間の他の契約(以下併せて「本契約等」という。)のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約等の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2. 委託者又は受託者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告

なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。

- (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき。
- (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部 の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
- (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
- (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生 手続開始、特別清算手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあったと き。
- (7) 自ら振出し若しくは引き受けた手形又は小切手が1通でも不渡りの処分を受けたとき。
- (8) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合又はその他公権力の処分を受けたとき。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (10) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- (11) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (12) 刑法上の犯罪行為、その他法令・公序良俗に反する行為が認められたとき。
- (13) 代表者が刑事上の訴追を受けた場合、又はその所在が不明になったとき。
- (14) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- (15) 資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止、若しくは変更、会社分割、又は合併によらずに解散(法令に基づく解散を含む。)したとき。
- (16) 資本の構成に変更があったとき(ただし経営権に影響を及ぼさないような軽微なものは除く)。
- (17) 相手からの信頼を著しく損なうような背信的行為があったとき。
- (18) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
- 3. 委託者又は受託者(以下、本項において「解除者」とする。)が前二項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要しない。またこの場合において、相手方は当然に期限の利益を喪失し、解除者に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならず、解除により解除者に損害が生じたときは、これを賠償する。

第14条 (損害賠償)

- 1. 受託者は、本契約に定める義務に違反した場合、故意又は重過失のある場合に限り、相手 方に現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害賠償額は、 本契約に基づき委託者より既に受領している金額を上限とする。
- 2. 委託者が第3条に定める金員の支払いを怠った場合、委託者は受託者に対し、支払期日の翌日から支払い済みまで、年10分の割合による遅延損害金を支払う。

第15条 (反社会的勢力の排除等)

- 1. 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証する。
 - (1) 自ら及びその役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。) が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成 員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他 これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、及び反社会 的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (2) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有していないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び個別契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為、 法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと。
- 2. 委託者又は受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の確約 に違反した場合、事前に通知又は催告することなく、本契約の解除をすることができる。な お、本項による解除によって相手方に損害が生じてもこれを一切賠償することを要しない。
- 3. 委託者又は受託者は、相手方が本条に違反したことにより損害を被ったときは、当該相手方に対し、その一切の損害の賠償を請求することができる。

第16条 (不可抗力)

- 1. 委託者及び受託者は、天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、法令、規則の改正、政府行為、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部が履行できない場合は、相手方に対して、その責任を負わない。
- 2. 前項に定める事由が生じ、自己の債務が履行できないおそれがある場合は、直ちに相手方に対し、その旨の通知し、対応策について協議する。

第17条 (本契約上の地位等の譲渡禁止)

委託者及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第18条 (契約期間・中途解約)

【タイムチャージ方式及び月額制の場合】

- 1. 本契約の期間は、本契約締結から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに委託者 又は受託者いずれからも書面又は電磁的記録による更新しない旨の申出がないときは、本 契約は同条件で更に同期間継続され、その後も同様とする。
- 2. 前項に定める契約期間中であっても、委託者及び受託者は、本契約を継続しがたい事情が 発生した場合、相手方に対し書面又は電磁的記録でその旨を相当な期間を定めて通知する ことにより、本契約を解約することができる。この場合、受託者は、解約時点までに本業務を 履行した割合に応じて、その対価を受領することができる。

【プロジェクト方式の場合】

- 1. 本契約の期間は、本契約締結日から、第3条に基づき委託者が受託者に対し支払を完了する日までとする。
- 2. 前項に定める契約期間中であっても、委託者及び受託者は、本契約を継続しがたい事情が発生した場合、相手方に対し書面又は電磁的記録でその旨を相当な期間を定めて通知することにより、本契約を解約することができる。この場合、受託者は、解約時点までに本業務を履行した割合に応じて、その対価を受領することができる。

【マイルストーン方式の場合】

- 1. 本契約の期間は、本契約締結日から、第3条に基づき委託者が受託者に対し対価の総額の支払を完了する日までとする。
- 2. 前項に定める契約期間中であっても、委託者及び受託者は、本契約を継続しがたい事情が発生した場合、相手方に対し書面又は電磁的記録でその旨を相当な期間を定めて通知することにより、本契約を解約することができる。この場合、受託者は、解約時点までに本業務を履行した割合に応じて、その対価を受領することができる。

第19条 (存続条項)

本契約終了後、第4条(非保証)、第8条(納品)第3項及び第4項、第10条(知的財産権)、第11条

(秘密保持義務)、第12条(個人情報の取扱い)、第13条(契約解除)第3項、第14条(損害賠償)、第15条(反社会的勢力の排除等)、第16条(不可抗力)、第17条(本契約上の地位等の譲渡禁止)、本条、第20条(準拠法・合意管轄)の規定は、その効力を存続する。

第20条 (準拠法・合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、これに従って解釈される。本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、夜風地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条 (協議事項)

本契約に定めのない事項又はこれらの解釈に関する疑義については、委託者及び受託者双方が誠意をもって協議して解決する。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、本契約の当事者双方記名押印又は署名 捺印の上、各1通を保有する。

2021年7月3日

(委託者)

住 所 長崎県夜風市月光通り9-4-11 会社名 株式会社シャドウクエスト 代表者 黒曜 銀狼

(受託者)

住 所 広島県夜桜区夢幻町7-14-12 銀霧 幽牙